



広報よこはま
港北区版を
スマホで読む



横浜市LINE
公式アカウント



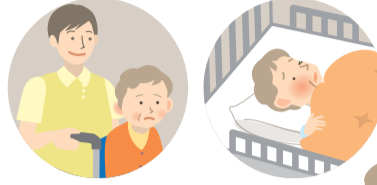
12月号
No.314

こっほく

住まいの 終活 考えませんか?

~大切な自宅を空家にしないためにできること~

大切なわが家の将来について考えたことはありますか。あなたに「もしも」があった時、自宅をどうするか整理しておかないと、長い間放置される空家となってしまうことがあります。年末年始の親戚が集まる機会等を生かし、自宅の「終活」を考えてみませんか。



母さんも高齢で一人暮らしだし、何かあった時に家のことどうするつもりだろう?

私が入院や施設入所したら、この家は空家になってしまうわ...

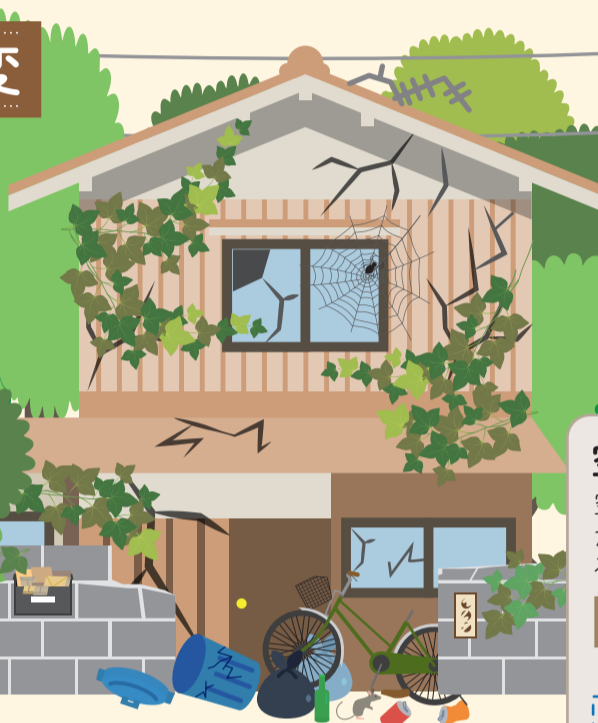


空家になると管理が大変



近所の人に迷惑がかかるわ。でも、息子や親戚任せにはできないし...。それに、登記や相続はどうすればいいのかわからず?

- 樹木・雑草の繁茂・越境
- 建物の劣化
- 小動物の住みつき
- ごみの不法投棄
- 放火・不審者の侵入



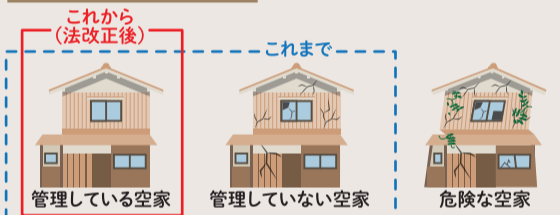
人が住んでいない家は傷みが早いと聞くけど、遠くに住んでいて、なかなか様子を見に行けないよ。



空家の放置で税金が最大6倍に!?

空家の適切な管理をさらに促すため、固定資産税が6分の1に軽減される対象を、これまでより限定する法改正がありました。

軽減対象となる範囲



空家になる前にどうするか考えておこう

子どもや親戚と話し合い

相続予定の子ども等と、自宅の今後について事前に整理しておきましょう。自分の意思を伝えるために、エンディングノートの活用も有効です。

空家のことはどこに相談すればいいのだろう?



空家にしない「わが家」の終活ノート



わたしのノート (港北区版エンディングノート)



専門家に相談

空家のことで相談先に迷ったら

空家に関する 総合案内窓口

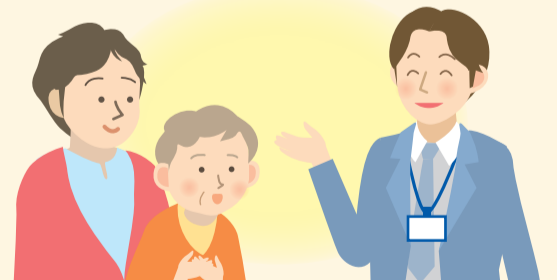
無料

受付時間 10時~17時 (土・日曜、祝日・年末年始除く)

場所 神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル4階
☎ 451-7762 fax 451-7707

現在空家を所有して困っている人も相談できます!

横浜市住宅供給公社



2024年4月1日から相続登記の「義務化」がスタート!

所有者不明土地等の発生を予防するため、「不動産登記制度」が見直されます。

見直しポイント

- ☑ 相続により不動産を取得した相続人(遺言による場合を含む)は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要
- ☑ 過去の相続も義務化の対象
- ☑ 正当な理由なく相続登記の申請をせずに3年間経過した場合、10万円以下の過料(ペナルティ)の適用対象

横浜地方法務局ウェブサイト



詳細は [相続登記 義務化 横浜](#) 検索

● 問合せ 区政推進課 企画調整係 ☎ 540-2229 fax 540-2209

港北区役所

〒222-0032
港北区大豆戸町 26-1
☎ 540-2323 (代表)
fax 540-2227

開庁日

なるべく電車・バスで
ご来庁ください

月~金曜 (祝休日・年末年始除く) 8時45分~17時
第2・4土曜 9時~12時 12月は9日・23日
(戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部の窓口)

港北区のデータ
(2023年 11月1日現在)

人口 363,037
世帯数 181,161